

度会町生活排水処理基本計画

平成26年 3 月策定
令和 7 年 3 月改定

三重県 度会町

はじめに

本町は、三重県の南東部にあり、度会郡のほぼ中央部に位置し、大台ヶ原を源とする一級河川宮川の下流にあたり、伊勢市、大紀町、大台町、玉城町、多気町、南伊勢町と接している。

町域は、東西10.5km、南北18.5kmにわたり、総面積は134.97km²となっている。

また、本町の気候は、温暖多雨な表日本型の東海式気候に属し、台風等の通過などにより年間降雨量は2,700mmを超えることが多く、極めて降水量の多い地域となっている。気温は、1年を通じて比較的温暖で年間平均気温は15.6℃、積雪は年間3～4回程度である。

人口については、度会村として発足した昭和30年では10,172人であったが、高度経済成長期には年々微減傾向をたどり、昭和45年には8,323人と過疎化の様相を示していた。その後、平成10年に9,383人、平成20年に9,098人、平成30年に8,223人と減少している。

本町は、森添遺跡を始めとする遺跡が河岸段丘に数多く分布し、宮川本流は西から東に貫流し、一之瀬川が北東端の川口地内で宮川に合流し、伊勢湾に注いでいる。

宮川と支流の一之瀬川の流域に農地が点在している。

町土は、約85%を森林（山林）に覆われ、また、宅地は河川沿いに平坦地があり、家屋は分散して立地している。本町は、第7次度会町総合計画で「みらい わたらい わかち愛 ～想いはぐくみ、幸せつなぐまち～」を将来像に設定し、ひと・まち・自然の調和を大切にした町づくりを進めている。

生活雑排水は、平成13年度の浄化槽法の改定により、合併処理浄化槽の設置が義務付けられたが、未だ多くの汲み取り便槽や単独処理浄化槽が現存しており、その排水が未処理のまま水路等に流され、河川の水質汚濁に影響を及ぼしている。

宮川水系流域沿いには、本町の4箇所の上水道の水源地があり、さらに下流に伊勢市と玉城町の上水道の水源地が存在している。

1. 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

本町では、生活排水による水質汚濁問題は深く認識されるようになった一方で、生活排水や単独処理浄化槽の排水についての改善が現在においても、なされていないのが現状である。

このような状況から、生活排水を適切に処理することが重要課題となっており、町民に対し、生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図ることにとどまらず、流れる水に清流がよみがえり、蛍が飛び交い、鮎、やまめ等が泳ぎ回る澄んだ川の復活をめざすものとする。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として水の適正処理に関する普及啓発及び、地域住民の理解と協力を求め、面的整備に力を入れ生活排水の処理施設を逐次整備していくこととするが、生活排水処理施設整備の基本方針については次のとおりとする。

- ①町内全域において、各戸又は共同で合併処理浄化槽により処理する。
- ②地域単位で生活雑排水の処理と浄化槽の適正管理を進めるため、町主体による高度処理型合併処理浄化槽の面的整備を検討する。
- ③汲み取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を積極的に啓発する。
- ④合併処理浄化槽設置後も適正な維持管理に努めるため、検査実施率向上を目指す。

2. 目標年度

本計画における計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間を基本とし、令和11年度を中間目標年次、令和16年度を最終目標年次とする。

計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも、必要に応じて見直しを行うものとする。

計画期間と目標年次

年度	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
計画期間	計画期間：10年間									
					▲ 中間 目標 年次					▲ 最終 目標 年次

3. 生活排水の排出の状況

本町における生活排水の排出の状況は次表のとおりであり、平成7年度より合併処理浄化槽設置整備事業を行っており、計画処理区域内の生活排水処理率は令和5年度末で74.8%となっている。

平成14年度から、水質汚濁の防止と環境保全のため、汲み取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対して、補助金の交付を行っている。

なお、浄化槽法の改正や県補助制度の見直しに伴い、新築家屋に対する補助金の交付については、平成26年度をもって廃止している。

現段階において、下水道事業に関する整備や実施の予定はない。

表 生活排水の排出状況

(単位：人)

	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
1 計画処理区域内人口	8, 087	7, 948	7, 870	7, 776	7, 660
2 水洗・生活雑排水処理人口	5, 408	5, 572	5, 744	5, 718	5, 731
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	5, 408	5, 572	5, 744	5, 718	5, 731
(3) 下水道	0	0	0	0	0
(4) 農業集落排水施設	0	0	0	0	0
3 水洗・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1, 487	1, 475	1, 463	1, 426	1, 322
4 非水洗化人口	1, 192	901	663	632	607
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

4. 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、次表のとおりである。

表 生活排水の処理主体

処理主体の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
1 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
2 下水道	し尿及び生活雑排水 工場排水、雨水等	度会町
3 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	度会町
4 単独処理浄化槽	し尿	個人等
5 し尿処理施設	し尿及び生活雑排水	一部事務組合 (1市3町)

5. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理の処理計画処理目標

「1. 基本方針」に掲げる理念・目標を達成するため、おおむね全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、また、町内の各地区の実情に対応した処理方式を採用するものとした。

①生活排水の処理目標

	現在 (令和5年度)	目標年度 (令和16年度)
生活排水処理率	74.8%	87.4%

②人口の内訳

(単位：人)

	現在 (令和5年度)	目標年度 (令和16年度)
1 行政区域内人口	7,660	6,698
2 計画処理区域内人口	7,660	6,698
3 水洗化・生活雑排水処理人口	5,731	5,852

③生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

	現在 (令和5年度)	目標年度 (令和16年度)
1 計画処理区域内人口	7,660	6,698
2 水洗・生活雑排水処理人口	5,731	5,852
(1) コミュニティ・プラント	0	0
(2) 合併処理浄化槽	5,731	5,852
(3) 下水道	0	0
(4) 農業集落排水施設	0	0
3 水洗・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,322	456
4 非水洗化人口	607	390
5 計画処理区域外人口	0	0

（２）生活排水を処理する区域及び人口等

本町の、集落形態の特性、周辺環境、水源地の保全、宅地開発の進展等を考慮し、合併処理浄化槽を主な処理方式とする。

これに基づき、生活排水を処理する区域及び人口等について、現在の状況及び目標年度における状況を図面で示す。

（３）施設及びその整備計画の概要

	計画処理区域	計画処理人口（人）	整備予定 年度	事業費 見込（千円）
合併処理 浄化槽	本町全域を 対象	5,731	令和7年度～ 令和16年度	119,358

（４）し尿・汚泥の処理計画

本町のし尿の収集・運搬については町内1業者が担っており、浄化槽汚泥の収集・運搬については許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施している。

また、本町のし尿及び浄化槽汚泥は、全量を伊勢広域環境組合（1市3町の一部事務組合）のし尿処理施設で処理している。

①し尿・汚泥の排出状況

「5－（１）－ ③生活排水の処理形態別内訳」に基づいた、し尿・汚泥の排出状況は、次表のとおりである。

（単位：KL/日）

	現 在 令和 5 年度	目標年度 令和16年度
1 汲み取りし尿	3.1	2.0
2 浄化槽汚泥	8.0	7.5
合計	11.1	9.5

（注）それぞれの原単位は、これまでの実績を考慮し、按分にて計算した。